

議案第75号

指定管理者の指定について

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 名 称 別紙のとおり

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(別紙)

所在地	名称
さいたま市南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
さいたま市見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
さいたま市北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
さいたま市西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
さいたま市西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
さいたま市中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
さいたま市中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
さいたま市中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
さいたま市大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
さいたま市岩槻区本町1丁目10番7号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
さいたま市岩槻区本町3丁目1番1号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター
さいたま市岩槻区東岩槻6丁目6番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき
さいたま市大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館
さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター
さいたま市浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター